第4章 具体的な取組

I 取組編

1 基本施策

基本施策は、自殺対策の基本となる施策であり、いのち支える自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺対策政策パッケージ」でも、全国的に実施されることが望ましいとされているものです。本計画では、以下の5項目を基本施策として推進します。

基本施策1 市町村への支援の強化

基本施策2 地域におけるネットワークの強化

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成

基本施策4 県民への啓発と周知

基本施策5 生きることの促進要因への支援

基本施策1 市町村への支援の強化

市町村は県民にとって最も身近な行政機関であり、生活する上での困りごとの解決や、各種の相談窓口など様々な役割を担っています。問題を抱えた人の最初の相談先となることが多く、県民に最も近い位置で自殺対策に取り組む機関として重要な役割を担っているため、群馬県自殺対策推進センターや地域の保健福祉事務所が中心となり、これまで以上に市町村が行う自殺対策を支援します。

(取組内容)

ア 群馬県自殺対策推進センターの運営

群馬県こころの健康センター内に設置された自殺対策推進センターにおいて、地域のネットワークづくりや支援体制整備に重点的に取り組むと同時に、市町村と協力して地域レベルの取組を推進します。【障害政策課、こころの健康センター】

イ 地域自殺対策連絡会議の実施

各保健福祉事務所において、保健、福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、 地域の民間・関係団体等で構成する地域自殺対策連絡会議を開催し、市町村や関係 機関、関係団体等とともに地域の実情に応じた対策を推進します。

また、身近なところで相談・支援が受けられる、顔の見えるネットワークづくり を支援します。【保健福祉事務所】

ウ 県と市町村による連携強化のための会議の実施

地域ごとに実施するワーキング会議等により、本県における自殺の現状や自殺対策の課題等を市町村と共有し、市町村の取組を推進します。 【こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ ゲートキーパー養成研修開催支援

ゲートキーパー講師養成研修を通じて、新たにゲートキーパー養成研修の講師と なれる人材の育成を推進し、市町村が実施するゲートキーパー養成研修の開催を支 援します。【こころの健康センター】

オ 市町村が実施する自殺対策事業への支援

地域自殺対策強化交付金を活用し、市町村が独自に行う自殺対策事業の実施を支援します。【障害政策課】

基本施策2 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない群馬県」を実現するためには、県、市町村、民間団体・関係団体、企業、県民等が連携して自殺対策を総合的に推進する必要があります。そのため、各関係者が集まる協議会等の場を活用し、連携・協働してより一層自殺対策を推進する体制を構築します。

(取組内容)

ア 群馬県自殺対策連絡協議会の実施

県、市町村、医療機関をはじめ、経済、労働、司法、福祉、教育、警察、大学等の各機関や団体による自殺対策が効果的に行われるよう、群馬県自殺対策連絡協議会を定期的に開催し、関係機関・団体等との連携による総合的な自殺対策を推進します。【障害政策課】

イ 群馬県自殺対策庁内連絡会議の実施

自殺の要因として考えられる事項は、心や身体の病気、経済問題、労働問題、人間関係、家庭問題など多岐にわたっており、複数の要因が複雑に絡み合っていることが多いため、自殺対策においてはこれらの関係部署と協力しながら取り組むことが必要です。

自殺対策を全庁的に推進するため、庁内連絡会議において関係各課と情報共有 し、連携を図りながら各施策を推進します。【障害政策課】

ウ 地域自殺対策連絡会議の実施(再掲)

各保健福祉事務所において、保健、福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、 地域の民間・関係団体等で構成する地域自殺対策連絡会議を開催し、市町村や関係 機関、関係団体等とともに地域の実情に応じた対策を推進します。

また、身近なところで相談・支援が受けられる、顔の見えるネットワークづくりを支援します。【保健福祉事務所】

エ 県と市町村による連携強化のための会議の実施(再掲)

地域ごとに実施するワーキング会議等において、本県における自殺の現状や自殺 対策の課題等を市町村と共有し、市町村の取組を推進します。 【こころの健康セン ター、保健福祉事務所】

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策の推進においては、様々な悩みや困難を抱える人に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるようになることが非常に重要です。行政職員、窓口担当者、一般県民など、幅広い分野の関係者に対してゲートキーパー養成研修を行うほか、研修の講師となれる人材の育成を推進します。

また、教職員や各種相談窓口の担当者に対して、自殺予防に関する正しい知識の普及や相談技術の向上を図ります。

(取組内容)

ア ゲートキーパーの養成

自殺に関する正しい知識の普及と身近な人の「気づき」を促すため、行政関係職員、民生委員・児童委員、一般県民等に対してゲートキーパー養成研修を実施するほか、自殺予防等に自主的に取り組む民間団体等が実施するゲートキーパー養成の取組を支援します。また、支援機関の職員や教職員を対象に、自殺の危機にある人への初期介入スキルの習得を支援します。【総務事務管理課、障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

イ ゲートキーパー養成研修開催支援(再掲)

ゲートキーパー講師養成研修を通じて、新たにゲートキーパー養成研修の講師と なれる人材の育成を推進し、市町村が実施するゲートキーパー養成研修の開催を支 援します。【こころの健康センター】

ウ 地域保健・福祉関係者に対する研修

市町村保健福祉担当スタッフ等に対して、精神疾患や心の健康づくり、自殺予防に関する研修を実施します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ かかりつけ医・医療関係者に対する研修

うつ病等の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対して、うつ病対応力やアルコール問題対応力を向上させるための研修を実施します。また、医学生や看護学生等を対象にゲートキーパー養成研修を実施します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

オ 教職員に対する研修

児童生徒の心の悩みの早期発見・心のケアに関することなどについて、教職員に 対する研修を実施します。【生活こども課、義務教育課、高校教育課、特別支援教 育課、健康体育課、総合教育センター】

カ 自殺の社会的要因に対応する職員等に対する研修

自殺の原因・動機となり得る問題(多重債務、事業不振、生活困窮、子育てや介護の悩み、精神疾患)に関する相談機関の相談員等に対して、相談技術の向上についての研修を実施します。【消費生活課、私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、児童相談所、健康福祉課、薬務課、こころの健康センター、産業政策課】

基本施策4 県民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であること、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが共通認識となるよう、自殺や心の病に関する正しい知識の普及啓発や、相談窓口等に関する情報について、積極的に情報を発信していきます。

(取組内容)

ア 自殺予防月間(9月)/自殺対策強化月間(3月)での普及啓発の実施

自殺や心の病についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、これらに対する偏見をなくすため、9月10日の「世界自殺予防デー」、9月10日から16日までの「自殺予防週間」にちなんで、本県では9月を「自殺予防月間」と設定しています。

この9月の自殺予防月間と、国で設定している3月の自殺対策強化月間では、県、市町村、関係機関が連携して、幅広い県民の参加による啓発活動を集中的に推進し、県民の理解を促進します。【メディアプロモーション課、障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

イ 自殺予防やうつ病等に関する普及啓発

講演会、啓発資料の配布等により、自殺やうつ病に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を図ります。【メディアプロモーション課、障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

ウ 自殺対策ホームページ等管理

自殺対策に関する情報や各種相談窓口について、群馬県自殺対策ホームページ 「いのち・つなぐサポートサイト」やこころの健康センターホームページを通じて、 広く県民に提供します。【こころの健康センター】

基本施策5 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれるという危機は、「生きることの促進要因」よりも「生きることの 阻害要因」が上回ったときに高くなると言われています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きる ことの促進要因」を増やす取組も併せて実施することが重要です。

双方の取組を通じて自殺リスクを低下させるため、相談体制の充実、自死遺族の支援、 居場所づくりなどを「生きることの促進要因への支援」として推進します。

(取組内容)

ア 相談体制の充実

厚生労働省が運用している全国共通の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加 し、悩みやつらい気持ちを抱えた方の相談に応じます。

さらに、県民に身近なコミュニケーションツールとなっているSNSを活用した「こころのオンライン相談@ぐんま」により、問題が深刻化する前に適切な相談窓

口の紹介や具体的な対応方法についての助言を行います。

その他、面接やメールなど様々な手段により、こころの健康に関する相談に応じます。 【こころの健康センター、保健福祉事務所】

イ 遺された人への支援

自殺により家族等を亡くされた方からの相談を受けるほか、遺族同士が安心して 思いを語れる交流の場として、自死遺族交流会を開催します。

また、学校で自殺事案が発生した場合、スクールカウンセラーやスーパーバイザー等の派遣を行い、児童生徒の心のケアを支援します。 【こころの健康センター、 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

ウ 居場所づくり

困難や孤独を抱えた方等にとっての「生きることの促進要因」となるよう、居場所づくりや人材の育成等を通して、子どもや高齢者の活動の場を整備します。【私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、健康長寿社会づくり推進課、介護高齢課、こころの健康センター、生涯学習課】

2 重点施策

本県の自殺の現状から、特に対策が必要と思われる人たちを対象とした施策を重点的に進めていきます。本計画では、以下の4項目を重点施策として推進します。

重点施策1 ライフサイクル等に沿った支援

重点施策2 生活困窮者の自殺対策の推進

重点施策3 就業者の自殺対策の推進

重点施策4 ハイリスク者への支援

重点施策1 ライフサイクル等に沿った支援

(1) 若者の自殺対策の推進

本県では、自殺者数が減少傾向にある年代が多い中で、10代の若者の自殺者数は、平成9年以降横ばいで推移しており(第2章図8)、全国的にも増加傾向となっています。 また、15~34歳、40~44歳の死因の第1位は自殺となっています。(第2章表1)

そのため、若年層を対象に、SOSの出し方に関する教育や自己肯定感を高める教育などの取組を推進します。

(取組内容)

ア SOSの出し方に関する教育等の推進

困難やストレスに直面した児童生徒が、自発的に助けを求めることができるようになることや、友人のSOSに気づくことができるようになることを目的として、 県内の学校におけるSOSの出し方に関する教育等を推進します。

また、「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」の有効活用を含む 自殺予防教育の一層の充実を図ります。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育 課】

イ SNSを利用した相談

電話や対面での相談に抵抗がある生徒を対象に、LINE等のSNSを活用した 相談事業を実施します。【こころの健康センター、義務教育課、高校教育課、特別 支援教育課】

ウ 児童・生徒に対する心の教育

児童生徒の自殺予防に資するため、暴力の防止や、自分の体や健康、命の大切さを実感できる教育を推進します。【生活こども課、児童福祉・青少年課、食品・生活衛生課】

エ 学校における相談体制や専門家チームによる支援の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、専門家チームの設

置、緊急時のスーパーバイザーの派遣等により、学校における相談体制の充実を図ります。

また、心の問題を抱えた子どもに対し、適切な対応がとれるよう医療・教育・保健福祉関係者の連携に努めます。【児童福祉・青少年課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

オ いじめを苦にした子どもの自殺予防

県内の学校において、児童生徒による主体的ないじめ防止活動を推進します。【義 務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

カ インターネット・SNSの正しい利用に関する教育等

インターネット関連のトラブルから身を守るための啓発、SNSに関連する問題の防止を目的とした教職員への研修、プロバイダに対する有害情報の削除要請など、インターネットに起因するトラブルから若者を守るための施策を推進します。

また、「県ネットリテラシー向上教材」の有効活用を含む情報モラル教育の一層 の充実を図ります。【児童福祉・青少年課、義務教育課、高校教育課、総合教育センター、警察本部サイバーセンター】

キ 教職員等に対する研修

児童生徒の心の悩みの早期発見・心のケア・ゲートキーパーに関することなどに ついて、教職員や青少年相談関係者に対する研修を実施します。【生活こども課、 児童福祉・青少年課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、総 合教育センター】

ク 子育て・教育等に関する相談

教育や子育てに関して、来所や電話による相談、情報提供を行います。【児童福祉・青少年課、総合教育センター】

ケ 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者の居場所づくりを通じて不登校やひきこもりに対する自立に向けた 支援を行うほか、子ども食堂等の居場所を立ち上げる際の経費を対象とした民間団 体への補助などを行います。【児童福祉・青少年課、私学・子育て支援課、こころ の健康センター、労働政策課、生涯学習課】

コ 子ども・若者対策の推進

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対し、県・国の関係機関が連携し、情報共有するネットワークを運営します。【児童福祉・青少年課】

(2) 女性の自殺対策の推進

女性の自殺者数は令和元年から令和3年まで増加し、高い水準が続いています。(第2章図5)

女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、全国でも自殺者数が増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大を経て顕在化した課題を踏まえた自殺対策が求められています。今後は、令和6年4月1日より施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨なども踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるよう事業を推進します。

ア 相談環境の整備

女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員による相談支援、アウトリーチ支援、居場所づくりを行います。また、女性にとって利用しやすい SNS を活用した相談窓口を実施します。【生活こども課、児童福祉・青少年課、こころの健康センター】

イ 妊産婦への支援

産後うつなどの心身の不調は、妊産婦であれば誰でも起こりうる可能性があることを踏まえ、医療機関と市町村が連携し、早期に継続的な支援へとつなげる体制整備を行います。【児童福祉・青少年課】

ウ DV・性暴力被害者支援

DV や性暴力の被害者からの相談に対応し、必要に応じて公的医療支援や法律相談、カウンセリング、一時保護などを行います。【生活こども課、女性相談支援センター】

エ 母子家庭等への支援

ひとり親家庭に対して、生活一般に関することや就業に関する相談を行い、経済 的自立を支援します。【児童福祉・青少年課、保健福祉事務所】

オ 自殺未遂者・企図者への支援

女性は、自殺者数のうち自殺未遂歴のある人の割合が高く(第2章図14)、不安や 悩みが解消されないことで自殺未遂を繰り返すケースもあります。

警察、医療機関、市町村等の関係機関が連携し、母子保健や生活困窮など、本人の状況に合わせた必要な支援につなげます。【こころの健康センター、保健福祉事務所、警察本部生活安全企画課】

(3) 中高年男性の自殺対策の推進

令和 4 年の県内自殺者数 346 人のうち、男性は 229 人、女性は 117 人と、男性は女性の約 2 倍であり(第 2 章図 5)、特に中高年(40 歳代 \sim 60 歳代)の男性は 111 人で、 県内の自殺者の約 3 分の 1 を占めています。(第 2 章図 7)

こうした傾向は統計開始以来継続しており、全国でも同様の状況です。

また、中高年男性は他者に対して助けを求める傾向が低く、相談支援などにつながりにくいと考えられることから、本人が抱える困難な状況に周囲が気づき、本人の意向を

尊重しながら適切な支援につなげるための取組を推進していきます。

ア 相談環境の整備

男性が生活の中で抱える不安、生活困窮や債務などの悩み、労働問題などについて、専門の相談員による相談支援を行います。また、悩みや不安を抱える方に気づき、寄り添えるゲートキーパーを養成します。【生活こども課、消費生活課、健康福祉課、障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所、労働政策課】

イ 職場環境整備の推進

経営者や人事労務者に対し、「働き方改革」についてのセミナーを開催するほか、 ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を認証することなどにより、働き やすい職場環境づくりを後押しします。【労働政策課】

ウ 経営者への支援

中小企業者への経営相談や商工団体が行う相談等を支援することにより、企業の 経営改善、再建等を支援します。【産業政策課、地域企業支援課】

エ 当事者への就業支援

中高年齢者を対象とした就職支援や、多様な就業ニーズに応じた情報提供を行います。【労働政策課】

(4) 高齢者の自殺対策の推進

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の自殺の特徴を年齢別にみると、自殺者数で最も多いのは 60 歳以上の高齢者です。(第 2 章図 4)

高齢者の自殺の原因としては、病気やそれによる心の不調、介護による疲れ、孤独感など様々な要因が考えられるため、関連施策を幅広く自殺対策として捉えて取り組む必要があります。

高齢者やその家族が抱える諸問題に対する相談事業を行うほか、元気な高齢者が地域の「支え手」として活躍できるよう、高齢者の社会参加や社会貢献の場を整備するとともに、健康づくりや生きがいづくりなどに対する支援等も推進していきます。

(取組内容)

ア 相談窓口の運営や在宅介護者の支援

高齢者及び家族が抱える問題、認知症に関する問題等についての相談の受付や、 情報提供を行います。【健康長寿社会づくり推進課】

イ 高齢者が活躍できる社会づくり

生きがいの喪失や不安感の一因となる孤立を防止するため、高齢者を含む地域住民の居場所づくりや、民間事業者・団体と連携した見守り活動の推進等に取り組みます。また、関係団体への支援を通して、高齢者の生きがいづくりを促進します。 【健康福祉課、介護高齢課】

ウ 介護予防対策の推進

高齢者が地域において孤立することなく生きがいを持って生活できるよう、市町村における「通いの場」の開催といった介護予防推進の支援のほか、生活支援コーディネーターの養成等を通して、地域における生活支援の充実に取り組みます。【健康長寿社会づくり推進課】

エ 高齢者の就業支援

中高年齢者等を対象とした就職支援や、多様な就業ニーズに応じた情報提供を行います。【労働政策課】

重点施策 2 生活困窮者の自殺対策の推進

自殺者に占める職業別の割合では、無職者(失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者)が52.5%を占めており、そのうち27.2%が失業者および年金・雇用保険等生活者となっています。(第2章図9)

さらに、平成30年から令和4年の5年間に自殺で亡くなった人の原因・動機別の状況をみると、経済・生活問題を理由とするものは健康問題、家庭問題の次に多くなっており、生活困窮が自殺の一因となっていることが考えられます。(第2章図11)

そのため、生活困窮者自立支援制度との連携を深め、経済的支援や心身の健康のサポートなど、関係部局と連携した包括的な支援に取り組んでいきます。

(取組内容)

ア 生活困窮者への支援

生活困窮者に対し、自立を促進するための支援を実施するとともに、包括的かつ継続的な支援が行えるよう、相談窓口を設置します。

また、ひきこもり状態にある当事者や家族を支援するため、相談窓口や交流の場を設置します。【健康福祉課、障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

イ 多重債務者への支援

多重債務者に対する無料相談会や、その場での保健師によるこころの相談を行う ほか、相談員に対する技術向上研修を行います。【消費生活課、こころの健康セン ター、保健福祉事務所】

ウ 失業者への支援

失業者、中高齢者、若者の就業を支援するため、就職相談や情報提供を行う相談 窓口を運営します。【労働政策課】

エ 経営者への支援(再掲)

中小企業者への経営相談や商工団体が行う相談等を支援することにより、企業の経営改善、再建等を支援します。【産業政策課、地域企業支援課】

オ 母子家庭等への支援(再掲)

ひとり親家庭に対して、生活一般に関することや就業に関する相談を行い、経済 的自立を支援します。【児童福祉・青少年課、保健福祉事務所】

重点施策3 就業者の自殺対策の推進

平成30年から令和4年までの5年間の自殺の特徴をみると、自殺者全体の4割弱が 有職の方となっています。(第2章図9)

就業者の自殺の要因としては、職場環境の変化、長時間労働、仕事のストレス、職場の人間関係など勤務・経営に関するものが一因となっていると考えられるため、労働者のメンタルヘルスや経営者の意識改革等に取り組みます。

(取組内容)

ア 労働相談の実施

労働相談やメンタルヘルス相談の実施により、就業者のストレスや不安の軽減を 図ります。【労働政策課】

イ 企業関係者等への啓発

経営者や企業関係者等に対する研修・啓発により、働く人のメンタルヘルスの向上や職場環境整備の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。【産業政策課、労働政策課】

ウ 職場環境整備の推進(再掲)

経営者や人事労務者に対し、「働き方改革」についてのセミナーを開催するほか、 ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を認証することなどにより、働き やすい職場環境づくりを後押しします。【労働政策課】

重点施策4 ハイリスク者への支援

自殺の危険因子には、過去の自殺未遂、精神疾患(うつ病、アルコール・薬物依存、 統合失調症等)、身近な人の自殺などがあります。

このうち自殺未遂に関しては、本県の自殺者に占める自殺未遂歴のある人の割合は、 全国と同様に女性が男性を大きく上回っています。また、男女とも全国よりも若干高い 割合となっています。(第2章図14)

関係機関と連携した自殺企図者・未遂者支援のほか、様々な疾患のある人に対するケアを行うとともに、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

(取組内容)

ア 自殺未遂者・企図者への支援

警察、消防、救急告示病院、市町村等の関係機関との情報共有により、自殺企図者を相談支援の窓口につなげるほか、未遂者支援に関わる関係者のネットワーク構築や資質の向上を図ります。

また、個別に継続して支援の必要があるケースについては、訪問や見守りなどき

め細かい対応を行います。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所、 警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、サイバーセンター】

イ 相談体制の充実と周知

こころの健康相談統一ダイヤル、精神保健相談、SNS を活用した相談など、夜間も含めて相談を受け付け、自殺のハイリスク者に寄り添った対応を行います。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

ウ 精神科救急医療と退院後の支援

精神症状による自傷の恐れがある方への診察・精神科医療へのつなぎや、精神科病院を退院した方が地域で安定した生活を送るための支援を行います。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ 様々な疾患のある方への支援

薬物依存やアルコール依存、ギャンブル等依存に関する啓発活動、相談窓口の実施、家族教室等により依存症患者やその家族を支援します。

また、自殺リスクが高いがんなど様々な疾患を持つ方に対するケアを行うととも に、必要な情報を提供するなどの支援を行います。【感染症・がん疾病対策課、薬 務課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

3 生きる支援関連施策

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であることから、既存事業を最大限に活かし、自殺対策の観点を加えて実施していくことが必要です。そのため、基本施策、重点施策に加えて、幅広い分野における関係者の連携や相談体制の充実など、自殺対策となり得る事業を「生きる支援関連施策」として実施します。

(取組内容)

ア メンタルヘルスに関する研修等

教職員や職場で指導的立場にある人を対象に、メンタルヘルス等に関する研修や それに関連する事業を実施し、働く人の健康増進を図ります。【自治研修センター、 総務事務管理課、福利課、総合教育センター】

イ 自殺対策に関連する分野での関係者の連携

誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、対策の検討や情報共有のため、関係者間の連携を推進します。【児童福祉・青少年課、健康長寿社会づくり推進課、こころの健康センター、保健福祉事務所、警察本部広報広聴課】

ウ 精神障害者への支援

地域で暮らす精神障害者を適切な医療等につなぎ、安心して日常生活を送れるよう、相談や訪問支援などの活動を行います。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ 被災者に対するこころのケア

災害発生時に被災者の心のケアに対応できるよう、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制を整備します。また、災害等でこころの緊急支援が必要な状況において、支援にあたる職員を派遣します。【障害政策課、こころの健康センター】

オ 児童虐待の防止

自殺リスクの一つである児童虐待の発生予防、早期発見、保護・自立支援までの総合的な対策や、医療機関における虐待対応力の強化等に取り組みます。【児童福祉・青少年課、児童相談所】

カ 幅広い分野での相談体制の充実

犯罪被害者、難病患者、性的少数者等、さまざまな立場に寄り添った相談支援を 実施します。【生活こども課、消費生活課、健康福祉課、感染症・がん疾病対策課、 保健福祉事務所、健康体育課】

キ 自殺に関する危険要因への対策

危険な薬物の適切な管理についての指導やインターネット上の自殺予告、不適切な書き込みへの対策を通して、自殺に関連する危険要因を減少させます。【薬務課、技術支援課、警察本部サイバーセンター】

ク 民間団体への支援

自殺対策に関連する事業を行う民間団体等を支援します。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】